

国の回答書を検討し今後の裁判と運動に生かしていくための

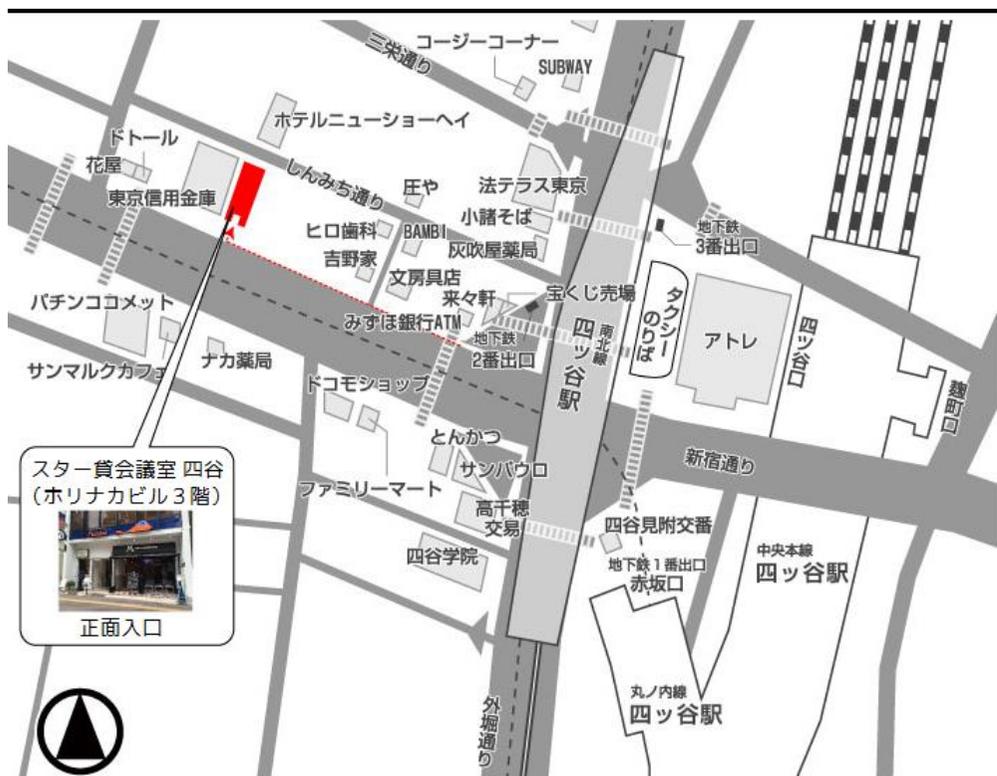
マイナンバー違憲訴訟・東京訴訟 勉強会

● 2017年**2月18日**（土曜日）13時30分から16時30分まで

● **TKP スター貸会議室 四谷 3階 第2会議室**

所在地 新宿区四谷 1-8-6 ホリナカビル 3階 301号室

交通 JR中央線・総武線「四谷駅」四谷口徒歩2分
東京メトロ丸の内線「四谷駅」1番出口徒歩2分
東京メトロ南北線「四谷駅」2番出口徒歩1分



東京訴訟では、主張と並行して、2回の求釈明を行ってきました。

1回目の求釈明は2016年6月21日付けで提出。今後の主張の前提として、国が言う「番号制度に対する国民の懸念」とは、単なる主観的な不安感なのか、それとも客観的な危険性が発生する可能性を認めるのか、問うものでした。

これに対して国は10月4日付け回答書で、何らの個人情報保護措置も講じなかった場合に個人情報の漏洩等の「客観的な危険性が生じ得る」ことを想定していると認めました。

2回目の求釈明は2016年11月15日に提出。従来曖昧にされてきた(1)個人番号(マイナンバー)、(2)情報提供ネットワークシステム、(3)マイナポータル、(4)個人番号カード(マイナンバーカード)、(5)個人情報保護委員会、(6)地方公共団体情報システム機構(J-LIS)、(7)その他現場の運用等を巡る問題について、釈明を求めました。

これに対して国は2017年1月24日付け回答書(2)を提出しました。この回答書を検討して、今後の裁判と運動に生かしていくための勉強会です。

番号制度の仕組みの疑問点や現状、問題点について検討します。

●原告に限らず、関心のある方の参加を呼びかけます

参加費 500円

主催 **マイナンバー違憲訴訟・東京弁護団**

連絡先 東京合同法律事務所(担当:瀬川弁護士)
電話番号 03-3586-3651

●マイナンバー違憲訴訟とは

憲法13条で保障されたプライバシー権（自己情報コントロール権）、人格権を侵害されたことを理由として、国に対して、次の3項目を求める民事訴訟です。

- (1) 原告らのマイナンバー（個人番号）の収集、保存、利用及び提供の禁止。
- (2) 保存している原告らのマイナンバーの削除。
- (3) 原告らに対し、各11万円の慰謝料等の支払い。

2015年12月1日に仙台・新潟・東京・金沢・大阪で、2016年3月24日に神奈川・名古屋・福岡で一斉提訴しました。

東京訴訟は、2016年3月24日の第二次提訴を併合し、現在、原告41人で東京地方裁判所（民事第26部合議2係）に係属中です。

●東京訴訟の経過

- ・2015年12月1日 東京訴訟第一次提訴（原告30人）
- ・2016年3月24日 東京訴訟第二次提訴（原告12人）
- ・裁判所から、第二次訴訟を第一次訴訟に併合すると連絡
- ・2016年4月12日 東京訴訟第1回口頭弁論（原告訴状陳述、被告答弁書陳述、原告訴訟代理人水永誠二弁護士・原告関口博さん・原告佐伯正隆さん意見陳述）
- ・2016年6月21日 東京訴訟第2回口頭弁論（被告第1準備書面陳述、原告求釈明申立書陳述）
- ・2016年10月4日 東京訴訟第3回口頭弁論（被告求釈明回答書陳述、原告準備書面(1)陳述）
- ・2017年1月24日 東京訴訟第4回口頭弁論（原告求釈明書陳述、被告求釈明に対する回答書(2)陳述）

●裁判文書の公開

裁判文書は、共通番号いらないネット「マイナンバー訴訟の関連情報（リンク集）」で公開しています。

<http://www.bango-iranai.net/suit/suitInfoList.php>

●カンパの募集

裁判を維持するため広くカンパを募集しています。

〈お振り込み先〉

- ・りそな銀行 赤坂支店 普通 口座番号1830536
- ・名義 マイナンバー違憲訴訟東京弁護団預り口弁護士瀬川宏貴

●東京訴訟の次回口頭弁論期日

東京訴訟の第5回口頭弁論は、2017年4月18日（火曜日）11時00分から東京地方裁判所103号法廷で開かれる予定です。

裁判はどなたでも傍聴できます。約100人が傍聴できる大きな法廷に空席があります。いっしょに裁判を傍聴し応援しましょう。

